

甲 第 207 号 議 案

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市コミュニティハウス条例の一部を改正する条例

岡山市コミュニティハウス条例（昭和50年市条例第63号）の一部を次のように改正する。

「
別表中

岡山市福島コミュニティハウス	岡山市南区千鳥町 26番22号	福島学区コミュニティ協議会	
----------------	--------------------	---------------	--

を
」

「
に改める。
」

岡山市福島コミュニティハウス	岡山市南区千鳥町 26番22号	福島学区コミュニティ協議会	
岡山市宇野コミュニティハウス	岡山市中区原尾島 一丁目9番1号	宇野学区コミュニティ協議会	

附 則

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- この条例の施行の日前においても、第2条の2の規定に基づく岡山市宇野コミュニティハウスに係る指定管理者の指定に関し、必要な手続その他の行為をすることができる。

提案理由

岡山市宇野コミュニティハウスを設置する等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 208 号 議 案

岡山市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市情報公開条例の一部を改正する条例

岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「議会」の次に「並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「実施機関の職員が職務上」を「実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改め、同条第3号中「実施機関の使用する電子計算機」を「実施機関（本市が設立した地方独立行政法人を除く。以下この号及び第3条の2において同じ。）の使用する電子計算機」に改める。

第4条第1項中「前条第1項」を「第3条第1項」に改める。

第5条第1号ウ中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削り、同条第4号オ中「，国」を削る。

第11条第1項中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改める。

附則に次の3項を加える。

（地方独立行政法人の成立に伴う経過措置）

8 本市が設立した地方独立行政法人の成立の際、現になされている開示請求（当該地方独立行政法人が実施機関から引き継いだ公文書に係るものに限る。）は、当該地方独立行政法人に対する開示請求とみなす。

9 前項の場合において、第4条第2項の規定により電子情報処理組織を使用して行われた開示請求に係る通知及び公文書の開示については、第9条第3項、第11条第3項、第11条の2第2項及び第13条第3項の規定は適用しない。

10 前2項に規定するもののほか、本市が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（当該地方独立行政法人が実施機関から引き継いだ公文書に係るものに限る。）は、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い、又は当該地方独立行政法人に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの成立の日から施行する。ただし、第4条第1項、第5条第4号オ及び第11条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの設立に伴い、当該地方独立行政法人を岡山市情報公開条例の実施機関に含める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 209 号 議 案

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市個人情報保護条例の一部を改正する条例

岡山市個人情報保護条例（平成12年市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「議会」の次に「並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第4号中「実施機関の職員が職務上」を「実施機関の職員（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改める。

附則に次の2項を加える。

- 8 本市が設立した地方独立行政法人の成立の際、現になされている開示、訂正等の請求（当該地方独立行政法人が実施機関から引き継いだ個人情報に係るものに限る。）は、当該地方独立行政法人に対する開示、訂正等の請求とみなす。
- 9 前項に規定するもののほか、本市が設立した地方独立行政法人の成立の日前にこの条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為（当該地方独立行政法人が実施機関から引き継いだ個人情報に係るものに限る。）は、この条例の規定によって当該地方独立行政法人が行い、又は当該地方独立行政法人に対して行われた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この条例は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの成立の日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの設立に伴い、当該地方独立行政法人を岡山市個人情報保護条例の実施機関に含めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 210 号 議 案

岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援の
ための住民基本台帳事務の取扱いに関する条例の一部を改正する条例の制定
について

岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民
基本台帳事務の取扱いに関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとす
る。

平成25年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援の
ための住民基本台帳事務の取扱いに関する条例の一部を改正する条例

岡山市ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者支援のための住民
基本台帳事務の取扱いに関する条例（平成16年市条例第43号）の一部を次のように改
正する。

第1条中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの
暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する配偶者からの暴力」の
次に「並びに同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」を加える。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、生活の本拠
を共にする交際相手からの暴力の被害者を支援の対象とするとともに、所要の措置を講ず

るため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 211 号 議 案

岡山市の証明事務等の窓口を農協に設置する条例を廃止する条例の制定について

岡山市の証明事務等の窓口を農協に設置する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

平成25年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市の証明事務等の窓口を農協に設置する条例を廃止する条例

岡山市の証明事務等の窓口を農協に設置する条例（平成14年市条例第32号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由

岡山市農業協同組合大野支所に設置している市の証明事務等の窓口を廃止するため、本条例を廃止しようとするものである。

甲 第 212 号 議 案

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように
制定するものとする。

平成25年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例の一部を改正する条例

岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例（平成13年市条例第34号）の一
部を次のように改正する。

前文中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 配偶者等 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年
法律第31号。以下「法」という。）第1条第3項に規定する配偶者並びに法第28
条の2に規定する関係にある相手をいう。

第8条第3号中「配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に
ある者を含む。以下同じ。）」を「配偶者等」に改める。

第21条第3項第2号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平
成13年法律第31号。以下「法」という。）第3条第1項」を「法第3条第1項（法第
28条の2において準用する場合を含む。）」に改める。

第23条第1項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、「婚姻」の次に「又は法第28条
の2に規定する関係」を加え、同条第3項第1号中「配偶者」を「配偶者等」に、「第1
0条各号」を「第10条第1項各号（法第28条の2において準用する場合を含む。）」
に改める。

第24条第1項中「第10条第1号」を「第10条第1項第1号（法第28条の2において準用する場合を含む。）」に改め、「第5条」の次に「（法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同条第3項中「第18条第1項」の次に「（法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加える。

第25条の見出し中「配偶者」を「配偶者等」に改め、同条第1項中「配偶者」を「配偶者等」に改め、「第6条第1項」の次に「（法第28条の2において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加える。

第26条第3項並びに第27条第1項及び第3項中「配偶者」を「配偶者等」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者を支援の対象とするとともに、所要の措置を講ずる等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 213 号 議 案

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区推進条例の制定について

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区推進条例を次のように制定するものとする。

平成25年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区推進条例

(目的)

第1条 この条例は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業の実施に必要な措置を講ずることにより、在宅に特化した岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区の推進を図り、もって本市の経済社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区 総合特別区域法（平成23年法律第81号。以下「法」という。）第31条第1項に規定する地域活性化総合特別区域として指定された岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区をいう。
- (2) 認定地域活性化総合特別区域計画 法第35条第10項に規定する認定を受けた地域活性化総合特別区域計画をいう。
- (3) 特定地域活性化事業 法第2条第3項に規定する特定地域活性化事業をいう。

(市の責務)

第3条 市は、岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区に関する事業を円滑かつ迅速に実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第4条 岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区に係る事業者は、事業の実施に積極的に協力し、要介護者等の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切なサービス提供を行うよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、常に健康増進に努めるとともに、市が実施する岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区に関する事業に協力し、必要に応じ、主体的に介護予防に努めるものとする。

(事業)

第6条 岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区に関する事業は、認定地域活性化総合特別区域計画に定める特定地域活性化事業とする。

(費用の徴収)

第7条 市長は、前条に規定する事業のうち地域活性化総合特別区域介護機器貸与モデル事業については、手数料を徴収する。

2 手数料の額は、次に掲げる額とする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第4項の厚生労働大臣が定める基準を準用して算定した費用の額（以下「算定費用」という。）に10分の1を乗じて得た額の範囲内で規則で定める額

(2) 算定費用によりがたいと市長が認めるものについては、その実費相当額の範囲内で規則で定める額

(財政上の措置)

第8条 市は、岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区に関する事業を計画的に実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の規定は平成26年1月1日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

提案理由

平成25年2月に国から指定のあった岡山型持続可能な社会経済モデル構築総合特区における事業の実施について必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものである。

甲 第 214 号 議 案

岡山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
岡山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
岡山市病院事業の設置等に関する条例（平成12年市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条第2項の表中「管理者」を「市長」に改め、同条を第2条とする。

第4条を削る。

第5条中「管理者が」を「市長が」に改め、同条を第3条とする。

第6条第1項中「管理者に」を「市長に」に改め、同項第4号中「管理者が」を「市長が」に改め、同条第2項中「管理者は」を「市長は」に改め、同項第4号中「管理者が」を「市長が」に改め、同条第3項及び第4項中「管理者は」を「市長は」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「管理者に」を「市長に」に改め、同条第3号中「管理者が」を「市長が」に改め、同条を第5条とし、第8条を第6条とする。

第12条の見出し中「提出等」を「作成」に改め、同条第1項中「管理者」を「市長」に、「市長に提出」を「作成」に改め、同条第2項中「提出」を「作成」に改め、同項第3号中「管理者」を「市長」に改め、同条第3項中「提出」を「作成」に、「管理者」を「市長」に改め、同条を第13条とし、第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「法」を「地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）」に改め、同条を第10条とし、第6条の次に次の3条を加える。

（利用料金）

第7条 金川病院を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 前項の利用料金の額は、この条例に定めるもののほか健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法により算定した額と、健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準により算定した額（その額が現に食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）との合計額とする。

3 健康保険法第86条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第76条第1項の規定に基づく保険外併用療養費に係る自費負担額及び各種文書料は、別表に掲げる金額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

4 利用料金については、法令に定めのあるもののほか、外来患者についてはその都度徴収し、入院患者については指定管理者が市長の承認を得て別に定める方法により毎月計算し、納入期日を通知し、徴収する。

（利用料金の収入）

第8条 利用料金は、指定管理者の収入として収受させる。

（指定管理者の指定の取消し等があった場合における使用料等の取扱い）

第9条 利用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の全部の停止を命ぜられたときは、第7条第2項から第4項までの規定により定められた額を金川病院の使用料又は手数料として市長に納付しなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

種 別		単 位	金 額	備 考	
通算180日超長期入院患者 自費負担額		1日につき	入院基本料の算定額に100分の15を乗じた額とし、消費税は別途加算する。	（1）対象者は、通算180日以上入院し、長期入院による保険外併用療養費の該当となる患者とする。 （2）入院の日及び退院の日は、それぞれ1日として算定する。	
室料	特別室	1日につき	10,800円	（1）入院の日及び退院の日は、それぞれ1日として算定する。 （2）消費税が非課税のものについては、この金額に108分の100を乗じた金額とする。	
文書料	診断書	死亡診断書 身体検査書 健康診断書 一般診断書	1通につき	2,160円	消費税が非課税のものについては、この金額に108分の100を乗じた金額とする。
		その他診断書		5,400円	
	特殊診断書	年金関係診断書 身体障害者用診断書 生命保険死亡	1通につき	5,400円	

	診断書 自賠責保険診 断書			
	その他特殊診 断書		10,800円	
	裁判所用鑑定 書		32,400円	
	証 明 書	通院(入院)証 明書 医療費領収証 明書	1通につき	2,160円
		自賠責保険明 細書		3,240円
		その他証明書		5,400円

備考 この表において「消費税」とは、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税をいう。

附 則

- 1 この条例は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの成立の日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 岡山市病院事業管理者の給与に関する条例（平成12年市条例第99号）
 - (2) 岡山市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成12年市条例第100号）
 - (3) 岡山市病院事業使用料及び手数料条例（平成12年市条例第101号）
- 3 前項第3号の規定による廃止前の岡山市病院事業使用料及び手数料条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

提案理由

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター設立に伴い、病院事業について必要な事項を定めるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 215 号 議 案

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に
関する条例の制定について

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例
を次のように制定するものとする。

平成25年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に
関する条例

(岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市教育委員会の教育長の給与に関する条例(昭和27年市条例第56号)の
一部を次のように改正する。

第4条第1項及び別表中「, 病院事業管理者」を削る。

(議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年市条例第35
号)の一部を次のように改正する。

別表中「, 病院事業管理者」を削る。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年市条
例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「, 病院事業管理者」を削る。

(岡山市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第4条 岡山市職員等の旅費に関する条例(昭和36年市条例第9号)の一部を次のよう
に改正する。

第16条第1項第1号ア，別表第1及び別表第2中「，病院事業管理者」を削る。

(岡山市職員退職手当支給条例の一部改正)

第5条 岡山市職員退職手当支給条例（昭和61年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条中「，岡山市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成12年市条例第100号）の適用を受ける職員」を削る。

附 則

この条例は，地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの成立の日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人岡山市立総合医療センター設立に伴う関係条例の整備をするため，本条例を制定しようとするものである。

甲 第 216 号 議 案

岡山市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市特別会計条例の一部を改正する条例

岡山市特別会計条例（昭和39年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1号を加える。

(15) 岡山市立総合医療センター病院事業債特別会計 病院事業債管理事業

附 則

この条例は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センターの成立の日から施行する。

提案理由

地方独立行政法人岡山市立総合医療センターに係る病院事業債の円滑な管理とその経理の適正を図る会計を設置するため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 217 号 議 案

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市営住宅条例の一部を改正する条例

岡山市営住宅条例（平成9年市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項第3号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「被害者で」を「被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）で、」に改め、同号ア中「第3条第3項第3号」及び「第5条」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第10条第1項」の次に「（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を受けた者の入居資格を緩和するとともに、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 218 号 議 案

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年11月27日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市火災予防条例の一部を改正する条例

岡山市火災予防条例（昭和37年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第30条の3第1項第2号中「第13条の3第1号」を「第13条第1号」に改める。

第30条の4第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第30条の3第1項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

消防法施行令の一部改正に伴い、所要の措置を講ずる等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 286 号 議 案

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成25年12月9日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(岡山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 岡山市職員の給与に関する条例(昭和26年市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条の3第1項第1号中「第3号について」を「次号において」に改め、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第2項中「第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前項第3号」を「前項第2号」に、「第1号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

(岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 岡山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成20年市条例第61号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「平成26年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

(岡山市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第3条 岡山市職員の修学部分休業に関する条例(平成20年市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「期間」を「修学に必要なと認められる期間」に改める。

(岡山市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第4条 岡山市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成20年市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「条例で定める期間は、5年とする」を「高年齢として条例で定める年齢は、55歳（医師及び歯科医師は60歳）とする」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(平成27年度の住居手当に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の岡山市職員の給与に関する条例第6条の3の規定にかかわらず、第1条の規定による改正前の岡山市職員の給与に関する条例（以下「旧条例」という。）第6条の3第1項第2号の規定に該当する職員に係る住居手当として、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は、月額2,500円を支給し、同号に掲げる職員であって、かつ、旧条例第6条の3第1項第3号の規定に該当する職員に係る住居手当の支給については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間、なお従前の例による。

提案理由

人事委員会勧告等に伴い、職員の給与改定等を実施するため、関係条例の一部を改正しようとするものである。